

# アーカイブズと共に社会で生きる私の考え方

吉田翔馬

ていきたい。なお、今回は第七章を除き「アーカイブズ」の意味を「記録資料」という意味で使用する。

## 二、評価選別論から考えるアーカイブズ

私はアーカイブズを学んで一つだけ感じたことがある。それは本当に市民に還元したくて自分はアーカイブズを研究しているのであらうか、ということである。どうしても、人に「アーカイブズ」という言葉を説明するときに、学術的にある種の定義づけをしようとしているような気がする。Archivesという単語の意味を無理やりに狭いものに当てはめようとしている感じがする。元々の原義を考えていくところから、話を進めていきたい。

元々、アーカイブズは「記録」という意味であるはずだ。そこから、少しずつ変化していく現在の「公文書」や「記録史料」、「公文書館」といった意味が派生してきた。ここで私は、この一次的な意味の方のアーカイブズが如何に大事か、ということを考えたい。法律が整備されても一般の人がよく公文書管理について理解していない不透明な状況下では本当に適正な評価選別<sup>(註1)</sup>・公文書管理が行われているとは私には少々考えづらい。そこで私は先行研究として利用した著書や新聞研究、これまでの大学生活を基にしてアーカイブズと共に社会で生きるということはどのようなことなのか、を考え

## 一、はじめに

私はアーカイブズを学んで一つだけ感じたことがある。それは本当に市民に還元したくて自分はアーカイブズを研究しているのであらうか、ということである。どうしても、人に「アーカイブズ」という言葉を説明するときに、学術的にある種の定義づけをしようとしているような気がする。Archivesという単語の意味を無理やりに狭いものに当てはめようとしている感じがする。元々の原義を考えていくところから、話を進めていきたい。

元々、アーカイブズは「記録」という意味であるはずだ。そこから、少しずつ変化していく現在の「公文書」や「記録史料」、「公文書館」といった意味が派生してきた。ここで私は、この一次的な意味の方のアーカイブズが如何に大事か、ということを考えたい。法律が整備されても一般の人がよく公文書管理について理解していない不透明な状況下では本当に適正な評価選別<sup>(註1)</sup>・公文書管理が行われているとは私には少々考えづらい。そこで私は先行研究として利用した著書や新聞研究、これまでの大学生活を基にしてアーカイブズと共に社会で生きるということはどのようなことなのか、を考え

これに対して、私は一九七二年ハンス・ブームスが現代社会にとつて重要な記録を意欲的に残存させていくべきである、という論を提出していることに注目したい。これは社会的背景や社会集団構造を理解し、評価選別をするべきであるという主張であり未来の利用者に供するという視点からアーキビストを未来への責任論から解放したものとなつていている。その後、ブームスの影響を受けたカナダのテリー・クックがシェレンバーゲの評価選別論<sup>(註2)</sup>を分類論と批判し、記録に固執する微視的評価から社会の機能を重視する巨視的評価を行ふべきという論を提唱している。

歴史的価値があるから文書を残さねばならない。その際の価値判断はどうするべきか、ということに焦点が当たっている。それは、歴史家の視点あるいは文化財の視点に似たところがあるかもしれない。

だが、ちょっと待つて欲しい。同じ時代に生きている記録文書の生産者と評価選別を行うアーキビストの間では社会的背景やその問題に対する価値観に相違はあるのだろうか。私は修士論文を書く中でふと疑問に思った。同じ時代を生きているのにも関わらず、行政的な大問題を歴史に詳しいアーキビストがこれは残さなくて良いと廃棄することはない。

このようなことを身も蓋もないが言ってしまうと、これこそが最低限の文書を残すということで歴史的な判断をするアーキビストが入ることによって最低限ではなくなくなってしまうのではないか、という考え方もあるっておかしくはないはずだ。

ここでイギリスのヒラリー・ジェンキンソンの論を見ていただきたい。ジェンキンソンの論は比較的、簡略的で明瞭なものであり端的に言うと「アーキビストや歴史家は原則として記録の評価選別に関与すべきでなく記録作成者である行政担当者に任せるべき」<sup>(43)</sup>だとするものである。理由としては、「① 作成当事者ではないアーキビストや歴史家による評価は、それぞれに偏りや不公平を免れ得ないこと」「② 作成当事者による評価も客観的とはいえないが、作成

当事者が業務上の観点からのみ主観的に評価した方が、かえって残された記録に作成当事者の個性や特性が反映されて良い」<sup>(44)</sup>といふものである。この論は、一見すると非常に非の打ち所のない論に見える。さらに「組織体にとって不要になつたものを廃棄することは完全に権限に属する事柄であり（中略）本来、当の組織体の排他的な意志決定権の上に成り立つ」<sup>(45)</sup>としている。

つまり、主張としてはアーキビストは倉庫の鍵の番人であれば良いということではないだろうか。アーキビストはそれを歴史的に残すわけでもなく、利用者の希望に沿うであろう保管資料を利用者に見せるだけで良いレンタル係と出納係をやっていれば良いといふことであればアーキビストの負担は大幅に減るだろう。なぜなら、アーキビストはその文書全てに目を通さなくて良いのだから。

だがしかし、安藤正人氏はこの考え方の欠点を「記録資料学と現代——アーカイブズの科学を目指して——」では次のように指摘している。「ジェンキンソンの誤りは、「組織体の業務」というものが、本来当の組織体の排他的な意志決定権の上に成り立つものである」という考え方そのものの中にあるようになつ。組織体の意志決定権が本来排他的であることは確かだが、組織体もまた社会的存在である限り当該社会に対する一定の責任を負つており、そこから有形無形の束縛を受ける。その意味では完全無縁な排他性というものはあり得ない。したがつて、組織体が記録の評価選別を排的に行つて

よいという考え方は極論であり、成り立たない」<sup>〔註4〕</sup>。この考え方に基づくならば、アーキビストが必要なのは社会の束縛が希薄、もしくは無いところからの客観的視点を持て評価選別ができるからであろう。

そして戦後には、ジエンキンソンの論を部分的にシステムに落とし込んだグリッギングシステムと呼ばれるものになった。これは、国立公文書館が各行政組織に一般的な基準（歴史的な価値を含む価値基準）を手引きし、その組織が監察官と呼ばれるアーキビストが評価選別に関わる具体的な助言を与えることによって文書を保存していくというシステムである。このシステムは意図しない保存文書であるカルテや領収書が残らない点が現在の社会史研究において重要な史料を失うことにつながるのではないか、という危惧を安藤氏はしている。

さて、前述したようにアーキビストは文書を全て保存できなかっため、必要最低限の文書の保存を行うために評価選別を行わなければならぬ。このように社会史研究に使用する文書は果たして本当に市民に必要なか、と考えたとき、研究者も市民の一人であるため、必要でありそのニーズを叶えるような文書は保存すべきである、となるだろう。

安藤氏の言っていることは歴史学をやつている私からすると、カルテや領収書といった社会史研究に利用可能な文書を廃棄するのは

研究のために良くない、と思う。しかし、実際に管理維持費用を捻り出する側から見てみると余計な文書を増やしてしたり、文書を捨てられないために書架を圧迫することを忘れてはいないだろうか、という疑問を持つことになるのではないだろうか。

さて、他にもここで述べたい評価選別論がある。それは、G・フィリップ・バウアーは一九四六年に文書を四種に分類し、政府機関による公務利用、市民の私的権利の保護に関する文書は研究者による研究利用、先祖調べや歴史愛好家の利用に関するものよりも金をかけるべきだと主張した。しかし、ハーマン・カーンはその主張を商業的観点から見ていると厳しく批判している。

このシェレンバーグの論についての考察を述べたい。私は、この論に対しても反対的な立場である。利用目的に対しても価値の優劣をつけてはならない、と思うからだ。

しかし、市民の権利を守るためにあるのが公文書であることには違いないのは疑いようのない事実である。

この他にも多数の評価選別論が存在するが、今回はここまでにして、評価選別論が何を評価の基準としているか、を考察をしていくたい。

では、なぜ評価選別論が必要かを考えていくと、それは前述の通り書架は無限ではないためである。そのため、文書に価値という概念をつけなければならない。ただし利用目的に価値をつけたとして

も、それは間接的に文書の価値に優劣をつける結果になつていて。

評価選別論は、① 決める人物を決定する方法と、② 文書の価値の付け方を決定する方法の二種に分類することができると考えられる。

この文書の価値を付ける人間はほぼジェンキンソンの論を除いてアーキビストで統一されている。第三者の視点がないことは批判されるべきではあるし、その視点がなければ行政が恣意的に文書を廃棄することが出来る状態になつてしまふので第三者の厳しい視点が必要であるからだろう。

次に文書の価値の優劣の付け方だが、これはアーキビストにゆだねられる形になる。アーキビストがどういう評価選別論とどのような社会背景を重要視するのか、で価値と言うのは変動していつてしまう。

こうなると、仕事に關係のない中立的なアーキビストがそれを行つて良いのだろうか、という批判点もある。仕事に關係する書類を捨てるのはまずありえず、なおかつそう考へるとその文書にかかる仕事をしていた人間が考へる重要な文書と歴史に詳しいアーキビストが考へる重要な文書に差異はあるのだろうか？私はそのような事実は極めて少ないとと思う。これは、ただ単に歴史家がアーキビストという名目で自身の残したい歴史のコントロールを行つているといわれても仕方ないし、あるいは権限の強化を謀つていてと考へて

もおかしくはないはずだ、とも感じる。

そのため、アーキビストにはモラルと知識を要求され、その上、完璧な評価選別を求められている。いくら、ハンス・ブームスの論が現在の社会構造で判断しても良い、といつても廃棄文書は出るわけである。そこでカルテや領収書を廃棄して社会史発展が遅くなつた、と糾弾されてしまう。

では、その責を常にアーキビストは負わねばならないのではないだろうか。それは違うのではないか。私はアーキビストが評価選別をするという概念ではなく、時代が評価選別を行つてている。そう考へるべきではないのか、と考えるようになつた。

そもそもアーキビストの評価選別といつてもアーキビストの集団の独断で行つてゐる訳ではなく。必要におぶじて会議などを行つているのであるから、廃棄文書のチェックも行われてゐるものとして考へてよいのではないか。文書の廃棄リスト自体は残る可能性もあるのだから、文書の存在していいた事実までが消えることは少ないと思われる。

それが社会の判断であることには違ひない。もちろん説明責任はアーキビストにあるが、コンプライアンスがしつかりしてゐる限り、理路整然とした説明もできるであろう。そうであるならば問題はない、としてもよいのではないか、と私は思つ。

### 三、著作権とアーカイブズ

今回は、公文書館所蔵の資料の著作権について考えていただきたい。

今回は公文書に含まれる著作物と公文書館内にある私文書に視点を置く。

さて、公文書とは一体、どのような定義で考えるべきだろうか。

公文書の定義は公文書等の管理に関する法律（公文書管理法）の第二条にある。正確には「公文書等」とされている。

「4 この法律において「行政文書」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書（図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）を含む。第十九条を除き、以下同じ。）であつて、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

一 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

#### 二 特定歴史公文書等

三 政令で定める博物館その他の施設において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの（前号に掲げるものを除く。）

四 別表第二の上欄に掲げる独立行政法人等が保有している文書であつて、政令で定めるところによ係るものと区分されるもの

6 この法律において「歴史公文書等」とは、歴史資料として重要な公文書その他の文書をいう。

7 この法律において「特定歴史公文書等」とは、歴史公文書等のうち、次に掲げるものをいう。

三 政令で定める研究所その他の施設において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの（前号に掲げるものを除く。）

5 この法律において「法人文書」とは、独立行政法人等の役員又

は職員が職務上作成し、又は取得した文書であつて、当該独立行政法人等の役員又は職員が組織的に用いるものとして、当該独立行政法人等が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

一 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

一 第八条第一項の規定により国立公文書館等に移管されたもの  
二 第十一条第四項の規定により国立公文書館等に移管されたもの  
三 第十四条第四項の規定により国立公文書館の設置する公文書館に移管されたもの

四 法人その他の団体（国及び独立行政法人等を除く。以下「法人等」という。）又は個人から国立公文書館等に寄贈され、又は寄託されたもの

8 この法律において「公文書等」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 行政文書
- 二 法人文書

### 三 特定歴史公文書等<sup>(注5)</sup>

公文書には著作権がないことが前提であるが、個人の著作物を行政側が使用していることはある。例えば、広報誌の写真等はプロの

カメラマンが撮影しており、撮影した写真に対し、そのカメラマンは著作権を主張できる。この場合、写真を掲載する際には契約では大義の著作権を著作権とするものにする）を譲渡されることが一般的である。単に使用量のみを支払った場合、著作財産権は譲渡されておらず、それでカレンダー等のグッズを作成した場合は著作権法違反となる。ただし、著作権法は親告罪であるため、被害報告がなければ積荷は問われない。

このグッズ作成の際に適用される権利は著作権法では、複製権にある。この複製権は著作者が複製する権利を独占できる、というものである。つまり、それで商売をする際には複製権を譲渡されなければならないのである。

また、この複製権は複製を制限している法律のため、古くなつた媒体の情報を新しい媒体に交換することも禁止される。例を挙げるなら、ビデオテープの映像資料をDVDに焼きなおすことも複製権を持つ人間以外には禁止されている。

このようなケースは現実的に起こりうる話である。このような複製しなければいけない場面がこれから出て来た場合はどのような対応をとればよいのだろうか、という疑問は置いておいても構わない。

なぜなら、公文書館にある文書については著作権法では例外となつていているからだ。

### 「（公文書管理法等による保存等のための利用）

第四十二条の三 国立公文書館等の長又は地方公文書館等の長は、公文書管理条例第十五条第一項の規定又は公文書管理条例の規定（同項の規定に相当する規定に限る。）により歴史公文書等を保存することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、当該歴史公文書等に係る著作物を複製することができる。

2 国立公文書館等の長又は地方公文書館等の長は、公文書管理条例第十六条第一項の規定又は公文書管理条例の規定（同項の規定に相当する規定に限る。）により著作物を公衆に提供し、又は提示することを目的とする場合には、それぞれ公文書管理条例第十九条（同条の規定に基づく政令の規定を含む。以下この項において同じ。）に規定する方法又は公文書管理条例で定める方法（同条に規定する方

法以外のものを除く。)により利用をさせるために必要と認められる限度において、当該著作物を利用することができます。」<sup>(注6)</sup>

また、著作者自らが公共機関等に著作物を提供した場合、利用と公開を提供された側を行うことが出来るようになっている。たとえ、著作財産権を放棄していない場合でも展示権、上映権などを利用できるようになっている。もちろん例外も記載されているが、基本的にこの考え方で良いだろう。

しかし、著作物には同一性保持権が関わることを忘れてはいけない。この同一性保持権は著作人格権にあたる権利であり、著作物の同一性（自身の許諾がない限り改変されること）を保証する権利である。これは著作物が作成された時点での発生する権利で、詳細は省くが著作人格権は譲渡することが出来ない。

また、公文書館は歴史的な私文書も扱っているため私文書については契約、著作者と提供者が一致していないなどの問題が発生する。これに関しては手紙は受け取り側に所有権はあるが、著作権は出した側にあるといった所有者と著作権者の違いが原因である。

この問題は契約したときの不手際で発生している。今後は、著作権と言ふ言葉にも配慮しなければいけない文書が多く出てくるだろう。

しかし、著作人格権は著作者の死亡で消滅するし、著作財産権の保護は死後五十年までである。現在（二〇一八年現在）であると、

一九五八年以前の文書には著作財産権が保証されないため、それ以前のものであれば好きなように公開・または商用利用を行っても良い。

注意点としては、著作者の死後であっても、著作者が意図しないような使用を行つてはいけない、ということである。著作権法では、著作者が存しているとするならば著作人格権の侵害を行つてはいけないことになっている（第六十条）。ただし、同条文内で社会の変動などによって著作者の意に反しない場合は、それを行つても良いことになっている。

かなりややこしいが、要約するならば著作者の遺志に反しない場合ならば、著作人格権については許諾を得る必要なく公表であつたり、写真等であるならばトリミング加工を行つてもよい、ということだ。

著作権に関しては今でもさまざまな議論が活発に行われている。しかし、いくら親告罪であつても露見しなければ犯罪でない、という意識の下でやるのは倫理的に非常によろしくないことである。

しかし、やむをえない場合の処置も取られているため、著作権で頭を悩ませること自体はこれから少しづつではあるが少なくなつていきそうだ。少なくともあと百年程はかかる可能性はあるかもしれないが改善されていくことには間違いないであろう。この実態を知る為には、全ての自治体の著作物に関する契約文書の詳細を知る必

要があるため、調査するのは現実的ではないのかもしれない。

特定の個人を識別することができる「こととなるものを含む。」

#### 四、プライバシーとアーカイブズ

さて、日本には個人情報保護法（正式名称：個人情報の保護に関する法律）が存在するが、これは一般企業に向けた法律である。そのため、行政文書には対応していない。行政文書には行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下、行政個人情報保護法）が適用される。

そもそも、個人情報といつているが、個人情報の定義とは一体何なのであろうか。個人情報保護法の第二条（行政機関個人情報保護法では第二条二項）では以下の様に定義されている。

「この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式、電子的方式、磁気的方式そ

の他人の知覚によつては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。第十八条第二項において同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより

つまり、個人情報とは個人が特定されるような情報のことをいうのであって、自分の情報の何もかもが個人情報というわけでもないので注意が必要である。保護されるべき情報というのは自身の特定につながる情報のみで、その他は公開してもほとんど法律的には問題がない。

マイナンバー等の普及により、私が研究を行った期間から大幅な改正が行われている。罰則などが付け加えられており、より厳格化しているといつてよいだろう。

時代の流れによって、個人情報の扱い方は変化する。マイナンバー制度だけではなく、これから新しい個人情報保護が呼ばれる時代になるのは予想に難くない。メディア・リテラシーと呼ばれる教育がこれから行われていく中で公文書という存在はどのように変化するのであろうか。

個人情報保護法にも行政機関個人情報保護法には利用停止権が存在する。これは本人が当該機関に対して保有している個人情報の利用停止を求めることが出来るという権利だ。あくまでこれは権利であつて、義務ではない。自身の個人情報をコントロールする権利はあつても自身の個人情報をコントロールする義務はないので注意しなければならない。つまり、全ての人間が個人情報の利用を停止し

ろ、と言いたい訳ではないのだ。

私は、プライバシー権を自身の情報をコントロールする権利である、と学校で教わった世代である。今も肖像権（自身の肖像を無闇に利用されない権利）問題であつたり、パブリシティ権（自身の肖像で利益を得る権利）の行使であつたりと自身の情報をコントロールする場面は多々出てくる。現在ならば、有名人を無許可撮影した写真をSNS上にアップロードする肖像権、パブリシティ権違反者問題が挙げられるだろう。個人が自身の情報をコントロール出来ていない現状が垣間見える。

現在、この情報化ではなく情報社会において個人情報というものはデリケートな問題である。個人が情報をコントロールする社会になるのであれば、これから先、忘れられる権利（自身の過去で知られたくないものを非公開、または消去する権利）等の新しい権利に対する前例もいくつか出始めている。

世の中にある自分の情報を如何にしてコントロールすべきか分からぬ人々と他人の情報を意図せずして得てしまう人々。また悪意を持つて、その情報を利用しようと試みる人等情報を使う人間は多種多様である。

その中でアーカイブズはどのような役目を果たしていくのか、保護するために活用する方法もある一方で侵害するための活用方法もある。アメリカの大統領が自身の生まれを示すために公文書

を利用したケースや職務上請求書を使用して戸籍謄本を不正に入手したケースなどその利用方法は好悪に問わらず千差万別である。アーキビストはより一層、この強い風当たりと戦わなければならぬのではないか、と思う。

## 五、デジタル社会とアーカイブズについて考えること

ここでは、デジタル社会とアーカイブズについて私が考えることを述べていく。

さて、公文書ばかり、公的な文書、歴史的な公文書ばかりがアーカイブズではないことは一章で説明したが、私が思う具体例についていくつか述べていく場にしていきたい。

まず、SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）についてだ。今現在は、数多くのSNSで氾濫しており、各々が独自の進化を遂げている。公的機関もSNSを利用してお、いまや我々の生活の情報発信・受信ツールとして多大な影響力を持つているだろう。

アメリカ大統領のドナルド・トランプが積極的に情報を発信しているツールとしても有名なツイッター、多くの企業や公的機関が自身のページを持つフェイスブック。主に挙げられるのはこの辺りだろうか。その他にもインスタグラムなどのサービスもあるが、これらに共通して言えることはデータを削除したら見えなくなるサービスであることだ。

尤も画面のキャプチャーやスナップショット（ウェブサイトの構成をある時点で切り取つたもの）再現サービスなどを利用することによって限定的に復元は可能である。

しかし、その真実性が焦点となつてくる。電子文書全般にいえることである。電子文書は編集・改ざんが容易に行えるため、証拠能力に欠けるのだ。だからこそ、電子文書をコピーして保存するアナログ的な保存方法でなければアカウンタビリティが保証されないわけである。

余談ではあるが近年、消えるボールペンも公文書偽造に使用されることも多いらしく、アナログであつても決して安心できるような世の中でもなくなつた。ボールペンのインクが消えるなどと誰も予想しないような世の中になつていて技術の進化への驚くしかない。

行政文書も電子文書が増え、マイナンバーカードは写真さえデータで送信すれば、住所がある役場で比較的簡単に作成ができる。電子的な手続きが増加し、一気に便利な世の中になつたような気がする。

仮想通貨の問題も話題に新しいが、このようにテクノロジーが発達している世の中において、どれだけアーカイブズの需要が高まっている。森友・加計問題も公文書の保存に対して一石を投じた問題であつただろう。その上、これからは東京オリンピックが二〇二〇年に開催される。これから先、問題はいまだに山積みである。

新制度や新しい体制の考え方ということよりも既成の制度や事例の調査、考え方に関する相違等を知り理解することに重点を置くことが非常に重要であると私は考える。知ること、理解することを重視しすぎると今度はテクノロジーにおいていかれてしまう。

デジタル・アナログの両方のメリットを上手く活用しながらもテクノロジーに置いていかれないよう理解をしなければならない。という高度なことをこれから未来に生きる我々には求められているのかもしれない。

アーカイブズはあらゆるところで我々に関わり続けていることを忘れてはならない。歴史研究や説明責任を果たすため、先祖の成り立ちを探すためなど、これら全てがアーカイブズの活用であり、アーカイブズは常に我々を見張るための手段であることも忘れてはいけないのである。

## 六、企業アーカイブズについて思うこと

これからは企業アーカイブズも隆盛を極める時代になると思う。言つてみれば過去の遺産を再び活用することで、さらなる利益を得ることができるのだ。

例えば、任天堂にはバーチャルコンソールというサービスがある。これは以前、発売して型が古くなつたゲームのデータのみを販売するというサービスだ。他のゲーム会社も似たようなサービスを行つ

ており、収益をあげている。

このように過去の遺産としてアーカイブズを使用する企業も少くはない。アーカイブズはアカウンタビリティを保証するものであり、コンプライアンスのために必要なものという認識が大きい。しかし、それだけではなく広告、新製品、社史編纂などにアーカイブズはこれから寄与していくことは疑いようの無い事実であろう。

これからは映画、ゲーム、電子書籍、アプリケーション等、新しいアーカイブズの形が見えてくる。このような娯楽の世界にもプロパガンダが非常によく行われるようになっている。

既存のサービスもまた進化を遂げている。朝日新聞は誕生日新聞や記念日新聞といった過去の新聞を使用したサービスを行っているだけではなく、その新聞をジグソーパズルにするサービスを行っているのだ<sup>注8)</sup>。

社会ではアーカイブズの利用自体は多く行われていると考えられ

る。我々はそのサービスを利用しているはずだ。だがしかし、それをアーカイブズの利用とは考えていいだろう。

ここで私は失われた企業のアーカイブズの存在について言及したい。企業自体が無くなることは倒産以外にも合併や買収といった企業組織が無くならなくとも企業の枠組み自体は無くなってしまう例がある。その企業のアーカイブズは一体どうなっているのだろうか。そのような問題も企業アーカイブズには存在している。国はなく

ならないが企業はなくなる可能性がある。現代でも多くの企業が消えているはずだ。その資料の行く先は一体、どこに行き着くのであるか。そのような企業にしかない貴重な資料を保護するためにはどのような工夫が制度が必要なのであろうか、考えるときが来るのかもしれない。

## 七、終わりに

私は本来ならば、アーカイブズという言葉はもっと簡単に考えるべきである、と思う。アーカイブズは学術的な定義に当てはめるべきものではなく、一般的な意味に落とし込めはしないだろうか。

以前講演会を聴講した際、これは本当に勉強している人々以外にも分かるのであろうか、と思う場面が多々あった。それは、アーカイブズをあまりに学術的な定義に当てはめているからに他ならない。

アーカイブズは外国では市民には浸透している言葉である。それは、その国の市民全員が学術的な意味で理解しているのであろうか。大人から子どもまでが本当にアーカイブズを学術的な定義を理解してアーカイブズを利用しているのだろうか。

研究会ではなく、講演会で本当にアーカイブズを利用してもらうために、理解してもらうためにはどうしたらよいのか。もっと簡単に自分の他の人間にアーカイブズという言葉の意味を

教えるためにはどうすればよ」のであろうか。私は身近な友人にアーカイブズをはじめとする両親に研究しているアーカイブズの内容を教えると感じるのようになるに教えるか。それが一番近い答えではないか、と思ふ。

「の六年間、アーカイブズについてもおまかせで触れてきた。アーカイブズとは一体何だろうか、私は遺された記録であると答へた。たとえ、公文書であろうと、私文書であろうと、どんな記録であろうと、先人が我々に残した記録である」とには間違いないのだから、その意志を尊重するべきであろう。

人間の意思と意志の集合体がアーカイブズであるのではないか。

私は「の六年間でやつ思つよになつた」。これが「の考へは変わらぬし、変わらないかもしないが、アーカイブズには何らかの形で関わつてこゝになるとになるだらう。

「の社会で生きつゝる限り、我々はアーカイブズという存在からは逃げられないのだから。

註1…「」の評価選別は現用文書が非現用文書になつた際に価値判断を行う「」を指す。

註2…文書に一次的価値と二次的価値に分類し從来の評価選別論」比べ体系的で実用性の高い評価選別論

註3…安藤正人「第五章 記録評価選別論の現在」『記録資料学』

現代——アーカイブズの科学を目指して——』吉川公文書館 一九九八年六月一日 P234～235

註4…前掲書 P235

註5…「公文書等の管理に関する法律」最終改正：平成二十七年七月一七日法律第五九号 第二一条

[http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws\\_search/lsg0500/detail?lawId=421AC00000000066](http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=421AC00000000066)

最終閲覧 二〇一八年二月五日 大陸〇〇分

註6…「著作権」最終改正：平成二十八年十一月二十八日 第四二条の二

[http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws\\_search/lsg0500/detail?lawId=345AC0000000048#326](http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=345AC0000000048#326)

最終閲覧 二〇一八年二月五日 大陸〇〇分

註7…「個人情報の保護に関する法律」最終改正：平成二十八年五月一十七日 第二一条

[http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws\\_search/lsg0500/detail?lawId=415AC0000000057](http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=415AC0000000057)

最終閲覧 二〇一八年二月五日 六時〇〇分

註8…「還暦祝」・長寿祝」・結婚記念日」・誕生日新聞オーバーハッパラバ」・トトロベース」

<http://shinbun20.com/?gclid=EAIAIQobChMIsrPiY7rT2QIVSYaP>

Ch164APMEAAYASAEGJ5nvD\_BwE

最終閲覧 11018年11月5日 大塩〇〇分

<http://shimbun20.com/?gclid=EA1alQobChMIsrPy7rT2QIVSYaP>  
Ch164APMEAAYASAEGJ5nvD\_BwE

最終閲覧 11018年11月5日 六時〇〇分

#### アーカイブズと共に社会で生きる私の考え方（吉田） 示用・参考文献

安藤正人「記録資料学と現代 ——アーカイブズの科学をめざして  
—」吉川公文書館 1998.6.1

「公文書等の管理に関する法律」最終改正：平成11七年七月一七日  
法律第五九号

[http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws\\_search/  
lsg0500/detail?lawId=421AC00000000066](http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=421AC00000000066)

最終閲覧 11018年11月5日 大塩〇〇分

「著作権」最終改正：平成11十八年十一月一18日

[http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws\\_search/  
lsg0500/detail?lawId=345AC000000048#326](http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=345AC000000048#326)

「個人情報の保護に関する法律」最終改正：平成11十八年五月一十  
七日 第二条

[http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws\\_search/  
lsg0500/detail?lawId=415AC0000000057](http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=415AC0000000057)

最終閲覧 11018年11月5日 大塩〇〇分

「誕生日」・「長寿祝」・「結婚記念日」・「お誕生日新聞オーナー」  
「ハッピーバースデー」